

第18回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和元年9月20日(金) 9時00分～11時00分

(場所) 中央合同庁舎第2号館 10階 総務省第1会議室

(議事) 連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の検討

1. 開会

- 会田座長から構成員の異動について報告があった。

2. IPSASにおける連結の考え方

- 「IPSASにおける連結の考え方」に係る外部有識者の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

- IPSASにおいて、連結とマネジメントの評価との関係が整理されていれば独法の連結の考え方の参考になるとも考えられるが、IPSASは国で適用を検討する基準であり、独法に直ちに適用する必要はないのではないか。
- IPSASが普及した要因としては、IPSASの目的である説明責任の履行のうち、特に財政危機に端を発する財政状況の明確化だと認識している。

3. 「連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の検討」

- 「連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の検討」に係る事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

- 企業会計における子会社は、親会社と法的実態が異なるものの、親会社と一体として業務を行っているという意味では事業部と変わらないため、企業の分析に当たっては連結のセグメント情報を見るのが当然の状況である。他方、今回のアンケートで連結財務諸表が活用されていないという回答があったことについては、独法の内部的な評価は、業務に関する情報をより知り得る立場として連結以外の情報を使用して実施しているということだと解釈した。
- 今回アンケートを実施したのは法人と主務省であったが、それ以外に想定される財務諸表利用者は連結の活用についてどのように考えているか。
- 資金供給目的の出資については投資勘定の持分法的評価という整理の仕方でよいのではないか。出資先の管理は出資先ごとの財務諸表で行うものであり、全

体の実態をどう見るかというのが連結の作成意義であり、説明責任の観点からその活用方法を考えるべきではないか。

- 連結財務諸表の作成の目的を明確にし、その土台を基に連結の範囲を決めることが必要である。法人が出資先と業務を一体として行っているのであれば、その集団における業務運営責任の所在を明確にし、その説明責任を果たすことが必要ではないか。また、業務の一体性の判断の方法と継続性について、会計監査上の論点を検討する必要があるのではないか。

- 理念の議論とともに、現在の独法の出資の実態及び将来見込まれる出資までは踏まえた議論が重要である。

また、連結財務諸表の作成による情報価値と、出資先の管理、把握のために必要な情報は異なり、後者については個別財務諸表への注記とすることもあり得るのではないか。改訂案の方向性に基づき、これまで連結財務諸表を作成していた法人が個別財務諸表のみを作成することとなった場合の、連結と個別の情報価値の差を確認してはどうか。

- ただ単に資金を供給している出資先は連結しないという考え方は方針として適切であり妥当だと考える。その方針で進める場合、現行の連結財務諸表の作成の目的である公的資金の使用状況の総合的報告には資金供給目的の出資先も含まれていると考えられるため、業務の内容に関する透明性を高めるといった目的とすることを検討してはどうか。

また、業務一体性の定義については、契約の実態を踏まえながら、法人と出資先を一つの主体として捉える必要があるのか、及びそれを判別する基準について検討の余地があるのではないか。

- 支配従属関係や形式基準という用語の使い方については混乱を招かないように留意した方がよいのではないか。

- 大枠として業務一体性で整理するということは、独法の政策目標の実施という観点からもよいと考える。情報ニーズという観点からは、説明責任の延長線上に評価があるという考え方も踏まえ、業務一体性に基づく合算情報によって何を説明するのかを明確にする必要がある。このことを会計基準に織り込むことは難しいが、合算情報の目的は事業報告書において説明されるべきである。

- ・ 公的資金の使用状況に関する説明責任や、出資先の情報が適切に開示されることを前提としながら、作業負担、利用状況、情報の価値などを勘案して連結の範囲を限定するというのが議論のスタートだったと認識している。
- ・ IPSASの支配基準を参考に連結の範囲を決め、資金供給目的の出資については、連結の範囲から除外する規定を設けることも考えられるのではないか。
- ・ 企業会計ではサブスタンスオーバーフォームで実質を優先している一方、パブリックでは法律、形式が重要になる部分が出てくる。形式で考えれば、業務一体性を検討するに当たり、出資先の設立目的を重視することも必要ではないか。
- ・ 連結財務諸表が個別財務諸表の何を補完する位置付けなのかを明確にすべきではないか。また、事業報告書における連結情報の充実も検討してはどうか。業務一体性の判断については仕訳テストなどの監査手続で対応可能ではないか。
- ・ 個別財務諸表における出資の評価について持分法を適用するのであれば、評価益の計上と法人の長の責任との関係について検討すべきではないか。独法制度においては、その他有価証券の評価方法の一つである部分純資産直入法がなじむのではないか。また、企業会計やIPSASを参考に公正価値による評価とすることも考えられるのではないか。
- ・ 出資先224社のうち業務委託を行っている6社以外の218社については、連結するのではなく、出資の残高の管理、すなわち、個別財務諸表における出資の評価や個別附属明細書における情報開示を行うことの方が、連結をするよりもチェックしやすいのではないか。
- ・ 企業会計では、連結を作成すると見えにくくなる出資先ごとの情報については定期的に確認をしている。独法においても、連結を作成することのみが解ではなく、出資先のモニタリングをする必要があるため、事務局案のとおり出資の評価方法の変更や出資先の概要の個別財務諸表への記載とすることは有用ではないか。
なお、独法の出資のモニタリングは、連結の有無に関わらず免責されるものではないということはしっかりと法人に認識していただきたい。

- ・ 全体を見るためには関連公益法人等を連結することも考えられるが、会計基準が異なるため技術的に困難というのは理解できる。

以 上